

デイサービスセンター箭海荘 運営規程
指定地域密着型通所介護

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人直心会（以下「事業者」という。）が開設するデイサービスセンター箭海荘（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護の事業（以下「事業」という。）は、高齢者が要介護状態となった場合においても、その利用者の尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 運営方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (2) 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- (3) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。
- (4) 従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (5) 事業者は、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- (6) 事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 「デイサービスセンター箭海荘」
- (2) 所在地 大分県中津市三光森山810番地1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとお

りとする。

(1) 管理者 1 名

管理者は、他の従業者と協力して地域密着型通所介護計画の作成等を行うほか、従業者の管理、利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し法令等の遵守させるため必要な指揮命令等を行う。

(2) 生活相談員 2 名以上

生活相談員は、生活指導その他の指定地域密着型通所介護の提供に当たる。

(3) 看護職員 2 名以上（機能訓練指導員と兼務）

看護職員は、看護その他の指定地域密着型通所介護の提供に当たる。

(4) 介護職員 2 名以上

介護職員は、介護その他の指定地域密着型通所介護の提供に当たる。

(5) 機能訓練指導員 2 名以上（看護職員と兼務）

機能訓練指導員は、機能訓練指導その他の指定地域密着型通所介護の提供に当たる。

（営業日、営業時間等）

第 5 条 営業日、営業時間及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、利用者の実状に合わせて曜日を変更することができるものとする。また、8 月 14 日、8 月 15 日、12 月 31 日、1 月 1 日、1 月 2 日、1 月 3 日は休日とする。

(2) 営業時間 午前 8 時 00 分から午後 5 時 00 分までとする。

(3) サービス提供時間 午前 8：30 分から午後 4：00 までとする。

(4) 延長時間 午後 4 時から午後 6 時までとする。

（利用定員）

第 6 条 利用定員は、15 名とする。

（指定地域密着型通所介護の内容）

第 7 条 この事業所が行う指定地域密着型通所介護の内容は、次のとおりとする。

(1) 生活等についての相談、助言

(2) 機能訓練

(3) 必要な日常生活上の世話

(4) 健康状態の確認

(5) 送迎

(6) 食事の提供

(7) 入浴

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定地域密着型通所介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合証に記載された割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 次条の通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において行う指定地域密着型通所介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を超えてから、おおむね片道1km毎に50円を徴収する。

3 前2項の他、次に掲げる費用を徴収する。

(1) 食費 550円/日

(2) おむつ代 実費

(3) 日用品費 実費

4 前項の費用の支払を受ける場合は、利用者又はその家族に対し、文書により事前に説明を行うとともに、利用者又はその家族から同意を得るものとする。また、金額の変更を行う場合も同様の取扱いとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、旧中津市及び三光地区とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 サービスの利用に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

(1) 事業所内では飲酒しないこと。

(2) 喫煙は、定められた場所ですること。

(3) 従業者の指示に従うこと。

(緊急時等における対応方法)

第11条 指定地域密着型通所介護に当たる従業者は、現に指定地域密着型通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第12条 管理者は、消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画に基づき、非常災害に備えるため、月1回以上避難、救出その他必要な訓練を行う。

2 事業所は、非常災害時に中津市消防本部及び中津市介護長寿課へ速やかに通報できる体制を確保し、地元森山地区自治会との協力・連携体制を図る。

- 3 事業所は、非常災害時に利用者及び従業員の最低でも3日間の避難を想定した災害備蓄の確保を行う。

(苦情処理)

第13条 指定地域密着型通所介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定地域密着型通所介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定地域密着型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(衛生管理)

第15条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、施設内において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業所は、指定地域密着型通所介護に当たる従業者の資質の向上のため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務体制を整備する。

また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。

- (1) 採用時研修 採用後 1 か月以内
 - (2) 虐待防止に関する研修 年 1 回
 - (3) 権利擁護に関する研修 年 1 回
 - (4) 認知症ケアに関する研修 年 1 回
 - (5) 介護予防に関する研修 年 1 回
- 2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をもらすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとする。
- 4 事業所は、指定地域密着型通所介護に関する諸記録を整備し、これを契約の終了後 5 年間は保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

平成 26 年 4 月 1 日 一部改正。

平成 29 年 1 月 1 日 一部改正。

平成 30 年 7 月 1 日 一部改正。

平成 30 年 12 月 1 日 一部改正

平成 31 年 4 月 1 日 一部改正

令和 2 年 10 月 1 日 一部改正

令和 4 年 4 月 1 日 一部改正

令和 4 年 11 月 1 日 一部改正

デイサービスセンター箭海荘 運営規程
中津市通所型サービス事業

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人直心会（以下「事業者」という。）が開設するデイサービスセンター箭海荘（以下「事業所」という。）が行う中津市通所型サービス事業（以下「事業」という。）は、利用者ができる限り要介護状態とならないで、その居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 運営方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 利用者の介護予防に資するよう、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、目標及び具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した通所型サービス計画（以下「計画」という。）を作成し、計画的にサービス提供を行うものとする。
- (2) 自らその提供するサービスの質の評価を行い、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図るものとする。
- (3) 利用者の心身の機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで、自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを、常に意識してサービスの提供に当たるものとする。
- (4) 利用者がその有する能力を最大限に活用することができるような方法によるサービスの提供に努めるものとする。
- (5) サービス提供に当たっては、利用者の意欲を高め、利用者が主体的に事業に参加するようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をした上で適切な働きかけを行うよう努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 「デイサービスセンター箭海荘」
- (2) 所在地 大分県中津市三光森山810番地1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者1名

管理者は、他の従業者と協力して計画の作成等を行うほか、従業者の管理、利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一

元的に行うとともに、従業者に対し法令等の遵守させるため必要な指揮命令等を行う。

- (2) 生活相談員 2 名以上
生活相談員は、生活指導その他の事業の提供に当たる。
- (3) 看護職員 2 名以上（機能訓練指導員と兼務）
看護職員は、看護その他の事業の提供に当たる。
- (4) 介護職員 2 名以上
介護職員は、介護その他の事業の提供に当たる。
- (5) 機能訓練指導員 2 名以上（看護職員と兼務）
機能訓練指導員は、機能訓練指導その他の事業の提供に当たる。

（営業日、営業時間等）

第 5 条 営業日、営業時間及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、利用者の実状に合わせ
て曜日を変更することができるものとする。また、8 月 14 日、8 月 1
5 日、12 月 31 日、1 月 1 日、1 月 2 日、1 月 3 日は休日とする。
- (2) 営業時間 午前 8 時 00 分から午後 5 時 00 分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前 8：30 分から午後 4：00 時までとする。
- (4) 延長時間 午後 4 時から午後 6 時までとする。

（利用定員）

第 6 条 利用定員は、15 名とする。

（事業の内容）

第 7 条 この事業所が行う事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 生活等についての相談、助言
- (2) 機能訓練
- (3) 必要な日常生活上の世話
- (4) 健康状態の確認
- (5) 送迎
- (6) 食事の提供
- (7) 入浴

（利用料その他の費用の額）

第 8 条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準による
ものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合
証に記載された割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 次条の通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において行う事業に要した交
通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常

の事業の実施地域を超えてから、おおむね片道 1 k m 毎に 5 0 円を徴収する。

3 前 2 項の他、次に掲げる費用を徴収する。

(1) 食費 5 5 0 円／日

(2) おむつ代 実費

(3) 日用品費 実費

4 前項の費用の支払を受ける場合は、利用者又はその家族に対し、文書により事前に説明を行うとともに、利用者又はその家族から同意を得るものとする。また、金額の変更を行う場合も同様の取扱いとする。

(通常の実業の実施地域)

第 9 条 通常の実業の実施地域は、旧中津市及び三光地区とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 1 0 条 サービスの利用に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

(1) 事業所内では飲酒しないこと。

(2) 喫煙は、定められた場所ですること。

(3) 従業者の指示に従うこと。

(緊急時等における対応方法)

第 1 1 条 事業に当たる従業者は、現に事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第 1 2 条 管理者は、消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画に基づき、非常災害に備えるため、月 1 回以上避難、救出その他必要な訓練を行う。

2 事業所は、非常災害時に中津市消防本部及び中津市介護長寿課へ速やかに通報できる体制を確保し、地元森山地区自治会との協力・連携体制を図る。

3 事業所は、非常災害時に利用者及び従業者の最低でも 3 日間の避難を想定した災害備蓄の確保を行う。

(苦情処理)

第 1 3 条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した事業に関し、介護保険法第 2 3 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な

改善を行うものとする。

- 3 事業所は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（虐待防止に関する事項）

第14条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

（衛生管理）

第15条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、施設内において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第16条 事業所は、事業に当たる従業者の資質の向上のため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務体制を整備する。

また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
 - (2) 虐待防止に関する研修 年1回
 - (3) 権利擁護に関する研修 年1回
 - (4) 認知症ケアに関する研修 年1回
 - (5) 介護予防に関する研修 年1回
- 2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
 - 3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をもらすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとする。
 - 4 事業所は、事業に関する諸記録を整備し、これを契約の終了後5年間は保存

するものとする。

- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年 1月 1日から施行する。

平成30年 7月 1日 一部改正

平成30年12月 1日 一部改正

平成31年 4月 1日 一部改正

令和 2年10月 1日 一部改正

令和 4年 4月 1日 一部改正

令和 4年11月 1日 一部改正